

児童手当法・児童手当法施行規則の一部改正について

児童手当等(特例給付を含む)の受給者は、児童手当法施行規則第4条の規定によって、毎年6月1日から30日までの間に、現況届を提出することとされている。また、児童手当受給者のうち一定の所得以上の方については、現在「特例給付」を支給している。

今般、児童手当法及び同法施行規則の一部改正により、下記の変更が行われ、令和4年6月1日より適用される。

1 児童手当現況届の届出義務廃止(現況届の省略)

児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令が令和4年6月1日から施行され、児童手当現況届の一律の届出義務が廃止される。

現況届の提出の省略については、受給者の利便性の向上、市町村事務の簡素化の観点から行われるものであり、公簿等で受給者の所得情報等の支給要件について確認できる場合には、現況届の提出を省略することができるとするものである。

※ただし以下の方は、引き続き現況届の提出が必要となっている。

- ①住民基本台帳上の住所地以外の市町村で受給しているDV避難者
- ②支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤その他、区から提出の案内があった方

2 所得上限額の創設

児童手当法附則第2条第1項に規定する「特例給付」受給者のうち、②以上の所得額を有する受給者は支給対象外とする措置を講じる。

扶養親族数	①「児童手当」 所得制限限度額	②「特例給付」 所得制限限度額
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円
4人	774万円	1,010万円

※児童を養育している方の所得が、上記表の①未満の場合、児童手当を、①以上②未満の場合、法令の附則に基づく特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)を支給。

3 今後のスケジュール

- 令和3年11月～ システム改修（子ども・子育て支援事業費補助金）
（R3年度最終補正で計上）
- 令和4年5月 5月1号区報・区ホームページで変更内容について周知
現況届提出不要の方へ個別通知送付（約41,000件）
- 令和4年8月 R4年10月から児童手当支給対象外となる方へ消滅通知送付
（約5,000件）